第１５回たつの市農業委員会総会（２月定例会）議事録

令和４年２月 25 日（金）午前 10 時から第 15 回たつの市農業委員会総会（2 月定例会）を新館 202・203 会議室において招集した。

出席委員　17 名　欠席委員　2 名

1	上田　常雄	2	八木　正邦	3	永富　元	4	右田　太郎
5	岩田きん子	6	三村　誠	7	~~丸山　忠昭~~	~~8~~	~~大西　正清~~
9	小河　純一	10	水田　達實	11	山本　哲也	12	真殿　利晴
13	宮本　峰男	14	保田　義一	15	緒方　光男	16	猪澤　敏一
17	長谷川澄男	18	髙見　昭義	19	大橋　正典		

事務局の出席者　3 名

局 長	大野　泰弘	主　幹	真殿　秀幸	副主幹	武田　かおり

１　開　　会

〇会長

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

〇議長（会長）

只今から第 15 回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

〇事務局

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 17 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

尚、7 番丸山委員、8 番大西委員からは欠席の届出を受けております。

この際ご報告いたします。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の

届出について
・利用目的の変更届について
・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

３　会議宣告
○議長（会長）
これより会議に入ります。
日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。
たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、11 番：山本哲也委員、12 番：真殿利晴委員にお願いします。
（「はい」）との声）
次に、日程第 2「議案第 92 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
「議案第 92 号　非農地証明願の承認について」
農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 4 件出ていますのでご説明いたします。
1 件目の願い出地は、龍野町[redacted]の登記地目・田で現況は公衆用道路、面積は 9.91 ㎡です。願い出人は[redacted]。50 年以上前から通路となっており、この度、隣接農地を売買しようとして所有地の整理をしていて通路が農地である事が判明しました。
20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により農地として利用されていないことを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
2 件目の願い出地は、揖保町[redacted]の登記地目・田で現況は宅地、面積は 18 ㎡です。願い出人は[redacted]、昭和の時代に米屋の倉庫敷地として貸し出して造成されました。
この度、売買して所有地の整理をするために願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により農地として利用されていないことを確認し、担当委員及び事務局職員

の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

３件目の願い出地は、揖保川町[redacted]他１筆の登記地目・田で現況は原野、面積は合計で 1072 ㎡です。願い出人は[redacted]、平成になってから耕作しなくなり少なくとも平成１１年頃には原野化していた。この度、売買して所有地の整理をするために願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により農地として利用されていないことを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、御津町[redacted]の登記地目・畑で現況は宅地、面積は 92 ㎡です。願い出人は[redacted]、平成７年に車庫を建築してからこれまで車庫として利用しており、この度、土地の整理を行っている中で農地であることに気づいたため願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により農地として利用されていないことを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 92 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 93 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 93 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 10 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、龍野町[redacted]他 1 筆の田で面積は合計で 2,055 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、譲渡し人は以前から農地の管理が出来ずに譲受人とは別の人に耕作してもらっていたが、この度購入して下さる方が現れて売買することとなりました。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地元で担い手として農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 15,226 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作していますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

2 件目の申請地は、揖西町[redacted]外 1 筆の田で面積は合計で 2,248 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は以前から県外在住の為、農地の管理が出来ずに地元の人へ耕作を依頼していたが、この度身内である譲受人へ売買することとなりました。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、許可後の耕作面積が 4,050 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作していきますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

3 件目の申請地は、神岡町[redacted]の畑で面積は 23 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、申請地の周囲は全て譲受人の土地で、申請地だけ譲渡し人の土地の為、使い勝手が悪く、この度売買することとなりました。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用す

るかどうかですが、譲受人は近所で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 16,722 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、周囲に農地がないので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

4 件目の申請地は、龍野町[redacted]の田で面積は 1,065 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、譲渡し人は子供がおらず少しずつ財産の処分を行っており、この度、購入希望する譲受人が現れたので売買することとなりました。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、所有地は 18,310 ㎡あります。しかし現地調査を行った結果、譲受人は市内数か所で農地を所有していますが、保全管理地もしくは遊休農地となっており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれません。

以上により地区委員においては不許可相当と判断されました。

5 件目、9 件目、10 件目の案件は同一譲受人の為まとめて説明させていただきます。

この案件は以前提出があり不許可となっていた案件ですが、譲受人が以前と別人で再提出となりました。申請地は揖西町[redacted]の田で面積は 1,770 ㎡と、御津町[redacted]の田で面積は 1,411 ㎡と、御津町[redacted]の田で面積は 1,168 ㎡の 3 筆で、譲受人は[redacted]、譲渡し人は 3 名で[redacted]と、[redacted]譲[redacted]譲渡し人は不許可となった後も別の耕作希望者を探していたところ、姫路市にある農地保有適格化法人が見つかり、売買することとなりました。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人はたつの市内の別の場所や、姫路市でも担い手として農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積がたつの市内だけで 12,237 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作していますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

6 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 892 ㎡、譲受人は新宮町[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は以前から農地の管理が出来ずに耕作放棄地となっていましたが、隣接地を譲受人が購入されたのを知って譲受人へ購入して欲しいと話を持ち掛けて、この度売買することとなりました。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は栗を植え始めたので、このまますべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 4,510 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、周囲の耕作地はないので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

7 件目の案件も以前提出があり不許可となっていた案件です。

申請地は、揖保川町[redacted]他 5 筆の田で面積は合計で 8,339 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]です。前回、不許可の理由は、①利用権の解約が出来ていない事、②具体的な営農計画の策定がされていなかったこと。これらを修正しての再提出です。

まず、耕作面積が 30 a に達しているかについては、許可後の耕作面積が 8,339 ㎡ですので条件を満たします。

次に譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、再提出の営農計画書を地区委員会で審議した結果、譲受人は素人の為、近所で農業を行っている専業農家の方の、指導を受け農機具も借受ける計画であり相手の方からも協力・支援を約束されており、周囲の農地や耕作へ及ぼす影響もないと思われますが、具体的に年次計画が示されていなかったり、今後の農機具の購入計画や農機具の保管場所の検討等が未定であるため、すべての農地を効率的に利用するものとは見込めません。

以上により地区委員においては不許可相当と判断されました。

8 件目の申請地は、揖保川町[redacted]の田で面積は 1,504 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、以前から借りていた農地を購入するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地元で担い手として農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 35,894 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作していますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

よって、8136 番、8128 番以外は農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

8136 番、8128 番は不許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

〇議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（挙手あり）

１４番 A 委員どうぞ。

〇A 委員

１４番 A です。

先ほど説明のあった案件の中で 8136 番に関しては現在、18,310 ㎡ほど農地を所有されていますが所有している農地の適正管理が出来ていないという事でよろしいか。

〇事務局

はいそうです。

〇A 委員

これに関しては了解しました。

次に、8128 番と 8129 番は同一譲渡人ですが、8129 番は地元の耕作者が耕作されるという事で問題ないという事ですが、8128 番に関しては新規就農者という事で、この案件の不許可の理由が営農計画書と農機具の購入計画なしという事でよろしいか。

〇事務局

はいそうです。

○A 委員

この方、新規就農という事で農機具をお持ちでない、そしてまだどうなるかわからないから購入計画がないという事ですが、８反も耕作するとなると農機具もないとどうするのかという問題もあろうかと思いますが、現在の計画では地元農家に農機具を借りて、そしてその方から農業を教わりながら行うという事でこの方前向きな方のようなので、みんなで「がんばれよ」と言うことで励ましていけばいい事であって、具体的な営農計画がないとか、農機具の購入計画がないという事で不許可の要件に該当しているのかなと私個人的には思います。

その辺、地区委員会ではどのような話になったのでしょうか。

○議長（会長）

今、このような意見がございましたが、揖保川地区としてどうでしょうか？

○揖保川地区代表委員

先ほどのご意見に関して３番 : B ですけれども回答させていただきます。

この案件は以前昨年の夏に一度提案がありまして地区委員会、定例会どちらも否決という事で否決されておりますので、地区委員会だけでなく全体の責任と認識しております。

まず今月の議案として申請があり、それについて地区委員会にて慎重審議させていただきました。

地区委員会の前にも事前に協議もさせていただきました。

保田委員のおっしゃっている不許可の理由がよくわからないという事ですが、基本的に前回の申請と内容がほぼ変わらないなかで、どこが違うのか比較検討をしました。

２か所検討しました。

まず、営農計画書ですが、前回は現在の耕作者が指導してくれるようになっていたが、この度は[redacted]の方が指導するという事ですがあまり変化がない。次に農機具等の機械のリース購入ですが具体的に提出して下さいとお願いしましたが、我々の要望した内容の物と違ったものがでてきたので結論としては不許可としました。

○A 委員

聞き間違いならすみませんが、事前協議は行わなかったとおっしゃいましたが、一度、不許可になった案件が再度出てきた場合、２度目という事もあり担当の委員がきちんと聞き取りを行い改善すべきところは改善の指示を行い修正等させ、その上で地区委員会でも説明を行うのが委員の任務ではないかと思います。ですから何も指導せずに申請がダメですよと言う事は、私はおかしいと思います。

○揖保川地区代表委員
議長

○議長（会長）
はいどうぞ。

○揖保川地区代表委員
先ほどのＡ委員の発言には私どもの思いとズレがあります。
Ａ委員は、事前協議は行わなかったとおっしゃいましたが、聞き間違いです。先ほどは事前協議の内容については詳しく説明しませんでしたが申請者本人も呼んで我々揖保川地区員も全員参加して行いました。その中で、我々も申請者へ質問をしたうえで、もっと具体的な営農計画書を提出するようにお願いしてそれを元に後日行われた地区委員会で検討した結果、不許可という事を決定しました。以上です。

○議長（会長）
今双方のご意見をお伺いしましたが他にご意見等ご発言はございませんか。

○Ｃ委員
今お話をお聞きしておりましたが、この度新規就農で８反もの農地を耕作しようという事で近所の人に指導を受け、農機具も借りて行うとの事ですが、綿密に練られた営農計画がないという事で不許可という事らしいですが、素人が初めて行う計画であり農業を頑張ると言う気持ちをもって農業を行い、周りもそれを応援して農機具なども簡単には購入できない為に始めは借りて行うと言うとですが、せっかく農業を頑張ろうと思われているので担当地区委員の方で指導なり行って許可だしてもいいのではないかと思います。この

度は不許可という事ですが、８反もの農地を耕作する人がいなくなり遊休農地となってしまったら地域としても問題だと思うので、そこも考慮の上で判断しないといけないと私は思います。

〇D 委員

私もＡ委員、C 委員がおっしゃてるように前向きに考えてもいいのではないかと思います。

この度、龍野地区でも１件不許可の案件が出ていますが、龍野地区の場合は、現在所有している農地の管理が適切に行われていないという事で、取得する農地だけでなく所有する農地の管理を適切に管理できていないという事が問題となっていますが、今の案件は新規就農であり状況が少しちがうと思います。新規で農業を行うとの事であり、C 委員もおっしゃっているように８反の農地が遊休農地化したら地域としても問題ですので地域で農地を守るという観点からも計画を練り直してこられたら再度審議を受ける余地を残しておいてはどうかと思います。

以上です。

〇議長（会長）

後何かございませんか。

〇揖保川地区代表委員

議長

〇議長（会長）

はいどうぞ

〇揖保川地区代表委員

先ほどの意見に対してですが、この案件を審議するにあたり地域の事情・背景と言うものがございます。

この度の案件の近所で同じようなパターンで出てきた案件があり申請どおりにできていない農地が３か所あります。

似たようなパターンの中で同じようにならないかと危惧しています。それが１つ。もう１つは今回教えてもらいながら農業を行いますという事ですが、教える側の人間ですが我々地元の人が見ていると教えるような時間のある人間ではありません。教えると言うよ

りその人がやるという事です。それがこの背景にある事です。
　一人の人が地域の農地をたくさん抱え込む当然作りやすいから受けるという事であって作りにくい農地は断っていっている。これだけみたらいいかもしれませんが、他で作りにくい農地を断りそれが遊休農地となっていっているのです。そのような地域の事情を理解した上で発言していただきたいという事を保田委員には強く言っておきます。以上です。

〇保田委員
　議長

〇議長（会長）
　はいどうぞ

〇A 委員
　ご指名ですので私の意見を述べさせていただきます。
　先ほど３つ言われたと思います。
　１つ目、以前に許可した農地が遊休農地になっているという事ですが、以前に許可した農地が遊休農地となっているのであればそれは地域の担当委員が見つけて指導するのが農業委員の責務ではないのでしょうか。二つ目、地域によって条件が違うという事ですが確かに新宮と御津等山の方と海の方等場所によって事情が違うかもしれませんが、３条申請に対して審議を行っており農地法３条申請は全国的に同じ条件で公平な立場で行っていますので、事情が違うと言うのはおかしいと思います。それから最後に地域の担い手が一人しかいませんので指導する時間がないという事ですが地図をみていただくと綺麗に整備された優良農地ではないのかなと思います。これを誰も耕作しなくなると遊休農地が増えて問題ですね。遊休農地をなくすのも我々農業委員の責務です。私の意見は以上です。

〇揖保川地区代表委員
　議長よろしいか

〇議長（会長）
　はいどうぞ

○揖保川地区代表委員

少し内容が当初からズレてきているように思いますので、ココでの回答は差し控えさせていただきます。

○議長（会長）

いろいろ意見がでましたが、私個人が思う事はこの案件は地元の地区委員会へお任せしていた事で、地元で審議していただいて出てきた回答ですし、このようなシステムを代えようという事ではございません。また地区委員さんの考えもあり意見は尊重しないといけないと思います。その上で申し上げる事はA委員がおっしゃったように新規就農者がこのままいくと育てられないような書類的にも資金的にも相当な負担がかかる。しかしもっと簡単に新規就農できる環境を作るのも我々農業委員会ではないかと思います。

審議するのは、未来の事ではなく現在の事を審議していかないと未来にどうなるとか言い出したらきりがありません。

今現在の事として、この案件をどのように扱ったらよいでしょうか。

新規就農を行いたいという申請者の思いと、かたや地元委員の意見では無理ではないかと言う意見もございます。

そこで、この案件を皆さんでどう判断したらよいでしょうかこの場で判断するのは、許可か不許可になりますが、ココで判断するのがむずかしいようでしたら保留させていただくという事もありますが、保留に関しては個人的な意見ですが、保留と言うのがいいのか悪いのか事務局どうでしょうか。

○局長

行政処分としては「許可」、「不許可」、「却下」になりますが、この場の判断でどうしても再度審議したいという事であれば致し方ないかと思います。

○E委員

議長

○議長

はいどうぞ。

○E 委員

　参考で聞きたいのですが、申請者さんは職業何をされている方ですか。

○議長

[redacted]です。

○揖保川地区代表委員

　この返答を私が行っていいのかわかりませんが一委員として回答させていただきます。[redacted]これは事前協議でも本人へ言いました。新規就農していただくのは非常にありがたいことです。これも本人へ言いましたが都会の方が転職などしてこちらへ来て新規就農するのは大歓迎ですが、その方々はどうされますか、最初に農地は買いませんよ。先に農機具などを購入して農地は借りますよ。私はこれが新規就農だと思います。教える方の現状を私は見ていますが、教える時間はありませんよ。我々は決して新規就農者を拒んでいるわけではありません。あと事務局にお願いしたのですが、前回不許可とした時に不服がある場合には地方自治法に於いて不服審査をだしてくださいと書いてあり本人へも伝えてあります。しかし今回議案に上がってきた。これに対して疑問を持っています。だから言いましたが不服ある場合の方法として通るかどうかわかりませんが事務局に指示しましたのは農業委員会法と言うのは作りたいという意見が出てきた時には耕作できるように調整しないさいという事が我々農業委員の一番の使命です。ですからこの案件は不許可にしますけれども、売り手と買い手の調整は体を張ってしますので申請出してくださいという事を付け加えておいて欲しいという意味も言ってあります。最近話の中で新規就農を拒んでいるのではないかという話を聞きますが我々はむしろ正論を言っている。相談があるなら言ってきてください。我々農業委員は相談を聞きますという事を事務局へ指示しました。以上です。

○議長（会長）

今いろいろ話は出ましたが、話を元へ戻します。
この案件をどのように扱うようにしましょうか。

○F 委員
このような案件は地元が状況判断をされていると思います。
いろいろあろうかと思いますが今後どうしましょうかとなった時に、地元の意見を大事にしないと周りからは本当にどうなのかわからない場合もあります。

○議長（会長）
確かに各地域いろいろ事情があろうかと思います。ただ、我々の務めとして少しでもよりよい農地を次の世代へ引き継ぐという事かと思いますし、願いでもありますので、この話を聞いた時に今のご時世で農業をやろうという気持ちは立派だなと思いました。しかし、揖保川地区委員会では不許可であるという事で B 委員の言葉の裏には本当に農業できるのかという事を思われているのかと思います。他に皆さんもいろんな意見お持ちだとおもいますが、出来ればこの案件を再度地区委員会へ持ち帰り再度審議していただてこの方を新規就農者として育ててみようと言うような意見がでましたらいいかなと言うこれは個人の意見として思います。
しかし、最終的にこの案件をどうするかという事ですが、できましたらこのような新規就農者を育成するためにもできましたら今月は保留として来月に再審議というとではどうでしょうか。

○揖保川地区代表委員
保留と言うのは無いとききましたが。

○議長（会長）
本来はないですが、場合によってはやむ負えない場合もあるという事です。

○揖保川地区代表委員
私が言っていることがご理解していただけていないように思います。この案件以外にまだ[redacted]さんの所有地があり順次出てくる予定です。今回の分は作りやすい農地や、角地で転用しても利用しやすい農地で以前にも申請があって申請通りに使っていない農地も

あり今回も申請者が建設業をしており勝手に埋めて違法な農地になる可能性もあり、むしろこれはもっと議論しなければならないと思います。

[redacted]さんの農地は、この後に控えている農地の方がもっと多いのです。我々はその事に非常に困っております。

話は飛びますが、私は後継者の育成に力を入れており、普及センターに今後若手を連れて行きます。

私は、後継者と言うか新規就農者の育成には力を入れております。

これ以上は話が飛びますので控えますが、我々の事情と言うものの中で不許可と言う背景がございますのでその辺をご理解いただいて発言やご審議お願いします。以上です。

○議長（会長）

B 委員より改めて発言がございましたが、他に何か発言ございますか。

○A 委員

はい。よろしいですか。

○議長

どうぞ

○A 委員

議長がまとめに入られるところすみません。

今、B 委員が言われたことを再度いいますが、申請者は[redacted]でという事ですが、私は職業で判断するような事はしません。新規就農者で今から農業をやろうという方であれば不許可でなく、許可にするためにはどうしたらいいのですかという事を本人呼んで協議されたという事はいいと思います。しかし、不許可という事でしたら、再度本人に「このようにすれば許可できるよ」というふうに手を差し伸べるという事も大事だと思います。よって本来でしたら許可・不許可の判断を下さなければならないところですが、もう一度その辺を審議するために今回は判断を下すのではなく、継続審議という事でどうしたら許可になるのですかという事を議論してもらって、最初軌道に乗るまでは、トラクターやコンバイン等を地域で融通して貸してもらい軌道に乗り始またら購入してもらうでも

いいのではないでしょうか。過去の例で途中から作らなくなって違反転用になったと言うような経験から、この案件もそのようになるかもしれないではなく、そのようになりかけたら地元の委員さんが指導なり注意なりしていただければいいのではないでしょうか？過去の話とこの話を同様の扱いとするのはおかしな事で、もう一度地区委員会で審議していただいて、４９歳の新規就農者がどうしたら許可になるのかを検討していただきたいと思います。

○C 委員
　よろしいか。

○議長
　はいどうぞ

○C 委員
　この度、約８反の農地がもし許可にならなかった場合はどなたか管理される方はあるのでしょうか。

○揖保川地区代表
　あります。
　これ、不服があるのであればそのように申し出されたらいいと思いますし、農業委員会には毎月農事相談があるので相談出してくださいという事を付け加えてくださいと事務局には指示しました。それはなぜか、この土地が管理する人がいなくて宙に浮いてしまうそれは我々農業委員が責任をもって納めますという意味です。
それともう１つ今後[redacted]さんの農地でこれ以上の農地が出てくる。その農地もこれにそってやろうとしている。その話はどうなっているかと言うと村の者には農地を売らないと言っている。自分の農地は地元新在家の者には売らないと言って、このように他地区の人で話は進んでいる。地元の者には売らずに、よそ者へ売ろうとしている地域の事情を分かって下さいと言っているのはそういう事です。事情はもっとあります。深いんです。よそ村の者ができますか。きりないです。

○C 委員
　地元の詳しい事情はわかりませんが、我々農業委員会の責務は農

地の適正管理という事ですので基本は放棄田を作らないという事で、それを踏まえてよく議論していただけたらなと思います。

○議長
　そしたらこの辺でお諮りいたしますがよろしいか。

○揖保川地区代表委員
　今[redacted]さんの名前がでましたので言いますが、この方[redacted]

○A 委員
　はい議長すみません。[redacted]
それは仕方な事で、C 委員も言われたように農地を守るという事が我々農業委員の務めですので新宮町でも[redacted]の方が農地を大々的に購入されて最初は大丈夫かと心配でしたが今もキチンと耕作されています。農業委員会は地域でこの方はダメとか審議する場所ではありません。ましてや個人情報を持ち出してこられて、もう少し答弁に責任を持って発言していただきたいという事で、もうそろそろ議長の方でキチンとした取り扱いをお願いします。

○議長
　はいわかりました。

いろいろ議論していただきましたが、そろそろ決を採りたいと思います。A 委員・B 委員いろいろ言われましたが、目指すところは優良農地の確保だと思います。それがどのような形でも私はいいのではないかと思います。この案件につきましてあと 1 か月申し訳ないですが継続審議という形でお願いできませんか。

〇多数
はいわかりました。

〇議長
いろいろ意見は有ろうかと思いますが、A 委員もおっしゃっていましたが、どうしたら農地を守る事が出来るのかどうかをもう一度揖保川地区委員会で考えていただいて来月には結論を出したいと思いますがよろしいですか。

〇揖保川地区代表
それは地区委員会を含めてという事ですか。
昨日の地区委員会では継続審議にしたいと言いましたが、それはないという事で許可・不許可のどちらかでお願いしますと言われたので我々地区委員会は結論を出したのです。
それが、本会議で継続審議お願いしますと言われても、それはおかしいと思います。もう我々は結論を出していますので、これ以上はどうしたらいいのですか。それから私の発言の中で個人情報も若干ありました。それは処罰を覚悟で言いました。処罰して下さって結構です。受けて立ちます。それよりもそのような方向 A 委員がそらしていったと思います。これ以上言いません。

〇議長
反対意見もございますが、他にございませんか。

〇揖保川地区代表
昨日できないと言ったのに無責任だ。

〇局長
確かに昨日、許可・不許可・却下のどれかでお願いしますと言いましたが、これは確かに事務取扱要綱にもそのように書かれていま

す。

○A 委員
　これは私のいう事ではないのかもしれませんが、今は定例会です。地区委員会から上がってきた案件を審議しています。その中で判断がつかない為に、定例会の中で継続審議という事になった。議会でも同じだと思います。

○揖保川地区代表
　どうぞやってください。皆さんでやってください。地区委員会ではやりません。

○A 委員
　でも、議長が地区委員会で継続審議をお願いしますと差し戻しとなってくれば当然地区委員会は開かなければいけません。差し戻しですから。

○揖保川地区代表
　なんか話がちぐはぐです。

○F 委員
　ちょっと待ってください。
　ちぐはぐとはどういう事ですか、我々は黙って聞いています。

○揖保川地区代表
　今継続審議とか決定とか言われたことに対して言いました。

○F 委員
　だから、そういう軽率な発言を辞めてほしいと先ほど言われたと思います。

○揖保川地区代表
　はい、わかりました。

○議長
　よろしいですか。

話は戻しますが、A 委員からも話がありましたが私が一番危惧するのは、正式に提出された書類で、内容的に何も不備がないものを不許可と言う事を一番心配しました。

またこの案件について深く掘り下げていますが、今まで他の案件はこのように深く掘り下げて審議していなかった。また書類を見た限りでは法的に不備は有りません。そういう事からもどうしたら、この田んぼを守るという事ができるのか考えていただいたらと思い発言しました。申し訳ありませんが、継続審議の中でいい方法を探すという事でお願いできませんか。

多数
はい。

議長
それでは 8136 は不許可、8128 番は継続審議という事でよろしくお願いします。

それ以外の案件はご異議なしと認め、「議案 93 号」は承認されました。

次に、日程第 4「議案第 94 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

〇事務局
「議案第 94　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 202 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、申請地は、先月 5 条申請によって売買した農地の代わりに自宅横の農地を贈与してもらうものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は現在も近所で耕作しており農機具も所有しているので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 4,055 ㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、周囲に農地はなく周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第94号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5「議案第95号　農地法第3条の規定による所有権移転・交換の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第95号　農地法第3条の規定による所有権移転・交換の承認について」

3条交換の案件が出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町[redacted]と[redacted]の田で、面積は3049㎡と、3088㎡。

申請人は、[redacted]と、[redacted]です。

現在耕作している農地はお互いの自宅から離れており交換した方が近くなり、勝手がいいので交換するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、交換するだけですので現在も耕作しており農機具も所有しているので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が30aに達しているかについては、現在の耕作面積が5,454㎡と6,535㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、お互い現在も耕作し

ており周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。
　よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第 95 号」は原案のとおり承認されました。
　次に、日程第 6「議案第 96 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
　「議案第 96 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」
　5 条使用貸借の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。
　申請地は、御津町[redacted]の畑で、面積は 429 ㎡、上下水道が埋設されている道路の沿道であって、かつ近距離に 2 つ以上の教育施設が存在する 3 種農地と判断します。
　申請人は、借受人が[redacted]、貸出人は、[redacted]　転用目的は、自己住宅の建築です。
　工事計画は、許可後 30 日で整地し、その後 150 日で住宅を設置します。
　必要な資金は金融機関の融資で賄いますので、金融機関の融資証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きとして都市計画法の手続きも手続き中ですので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、ごく一部しか敷地に接している他人の農地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第96号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第7「議案第97号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第97号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5条売買の案件が4件出ていますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、神岡町[redacted]の畑で、面積は62㎡、住宅等が連坦する3種農地と判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]　転用目的は、露天駐車場です。

工事計画は、許可後数日で地面を整地し、そのまま使用します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、敷地に接している耕作地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。

2件目の申請地は、龍野町[redacted]の田で、面積は2,216㎡、

上下水道が埋設された道路の沿道であって、かつ2以上の医療施設が存在する3種農地と判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]転用目的は、貸露天駐車場及び貸露天資材置場です。

工事計画は、許可後60日で地面を整地し、そのまま使用します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、敷地に接している耕作地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。

3件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で、面積は56㎡、住宅等が連坦する3種農地と判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]転用目的は、露天駐車場、物置場及び倉庫への進入路です。

ここは既に地が上がっており、その事についてこの度事前に農地転用の手続きが必要である事を知り取り急ぎこの申請に及んでいます。これらの行為は農地法に対する無知によるものであり何ら他意はなく結果的に農地法に違反する無断知転用となってしまい誠に申し訳なく存じております。今後は農地法を遵守しこのような事がないように十分注意しますので今回の件につきましては寛大な処置を賜りますようお願い申し上げますのと事です。

既に完成してしまっているので工事計画は、ありません。

資金も必要も必要ありません。

周辺営農への影響については、既に転用しており問題はないので周辺営農に支障はないものと考えます。

4件目の申請地は、新宮町[redacted]の畑で、面積は168㎡、住宅等が連坦する3種農地と判断します。

申請人は、譲受人が新宮町[redacted]、譲渡人は[redacted]は、[redacted]転用目的は、露天駐車場です。

工事計画は、許可後数日で造成します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要

ありませんので計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、敷地に接している耕作地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。

　よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第97号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。
　次に日程第8「議案第98号　農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
「議案第98号　農用地利用集積計画の決定について」
　農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、今回設定する面積は381,600㎡です。
　各筆の明細は別紙に添付していますとおりで、すべての案件で農地の効率利用、農作業への常時従事等、同法18条第3項の各要件を満たしています。
　なお、今回の利用権は市が集積計画の公告を行う3月1日から効力が発生します。
　以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第98号」は原案のとおり決定することに決しました。

４　閉会宣告

○議長（会長）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告　午前10時30分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年2月25日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（11番　山本哲也委員）

議事録署名委員
（12番　真殿利晴委員）